

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和6年3月18日（月）午後3時～午後3時44分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし 説明員：道路下水道課長
議 題	1 武蔵村山市無電柱化推進計画（案）について 2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：原案を一部修正の上決定する。 議題2：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 武蔵村山市無電柱化推進計画（案）について （建設管理担当部長説明） 地震など大規模災害の発生時には、電柱の倒壊などにより、道路が閉塞され救急活動や物資輸送の遅延などの問題が起こっている。また、歩道部の電柱は、歩行者等の通行に支障を来す場合があることや、空中に張り巡らされた電線などが良好な都市景観の妨げとなるなどの課題もある。 このような現状を受けて、国では無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として、平成28年に「無電柱化の推進に関する法律」を施行し、その第8条において、国や都が定める無電柱化推進計画を基本として、区市町村においても無電柱化推進計画を策定することを努力義務としているところである。 本日説明する本計画（案）については、令和6年度から令和15年度までの10年間の計画としてまとめたものであるが、庁内部課長8名で構成する策定検討委員会で検討を行い、3月7日の調整会議でいただいた意見を基に修正を行い、本日の庁議で付議するものである。 本計画（案）の内容については、道路下水道課長から説明申し上げる。

(道路下水道課長説明)

武蔵村山市無電柱化推進計画（案）について説明

—説明省略—

(質疑等)

- 14ページの図5-4にある「無電柱化を優先すべき路線」について、計画に定めることで、法律上も無電柱化しなくてはならなくなるのか。
- 義務ではなく、国も東京都も無電柱化を推奨していく立場の中で、本市として物理的に空間の確保ができる路線を「無電柱化を優先すべき路線」としている。
- 都道は全て無電柱化されるのか。
- 東京都の方針としては、電柱の占用を原則として認めないことになっているので、新たな電柱を認めない代わりに無電柱化を進めることになっている。時期は分からないが、最終的には都道は無電柱化されるということで、本計画は策定している。
- 東京都の計画で時期的な目標は定められているのか。
- 2040年代の完了を目指すとされている。
- 本計画では、具体的に優先的に整備すべき路線などが定められているが、10年間で整備する路線は位置付けていないのか。
- 位置付けていない。
- 目標として、「計画期間内に新たに無電柱化整備の着手を目指す」としているが、既に道路整備が決定している路線以外の路線の整備を目指すという理解でよいか。
- 無電柱化を優先すべき路線として位置付けていない場所であっても、無電柱化整備の着手ができれば、目標を達成したと考える。
- 21ページ「補助制度の活用」の東京都の無電柱化チャレンジ支援事業制度について、令和9年度までに整備に着手できれば対象になるということでよいか。
- 一路線については東京都が全額補助するものである。
- 延長などの制限はあるのか。
- 他自治体の例を見ると、一年間で整備が終了するような路線を選定しているようである。
- 東京都には一路線分を申請する予定か。
- 整備費用等ある程度積算したものをもって申請する予定である。補助対象となるのは既設道路である。歩道や道路下の管等の整備も含めると、補助を活用して長い延長を整備するのは現実的には難しいと思われる。
- 14ページの無電柱化を優先すべき路線の中で、特に事業化を図

れる路線など、優先すべき路線の中でも優先順位が付けられないのか。また、優先すべき路線の事業費が示されていないが、事業費の試算はされているのか。

- 本計画の無電柱化を優先すべき路線については、物理的に整備可能ということだけであり、その中で優先順位はあえて付けていない。また、事業費については、事業化にそこまで実現性がないため、具体路線ごとの試算はしていない。
- 8ページの電線共同溝のイメージについて、下水道管の深さは想定していないのか。
- 実際の水道や下水道管の位置を細かく見ている図ではないが、管の移設等は発生するとは考えている。特に特殊部はある程度深さが必要なので、管の移設が必要になると思われる。
- 管の移設にかかる費用は補助対象になるか。
- おそらく補助対象にならない。
- 本計画をベースとして補助金を活用して事業を実施する場合、14ページの無電柱化を優先すべき路線の規定で足りるのか。
- 東京都の補助金については、計画の位置付けがなくても活用可能である。
- 国費と都費を両方活用して事業を進めていくことになると思うが、21ページの補助制度の活用を見ると、国制度では無電柱化推進計画が要件になっている。実際に補助制度を活用するに当たって、本計画の記載で足りるのか懸念している。
- 何らかの位置付けがあれば、おそらく対象にはなり得ると考えている。
- 優先すべき路線としての位置付けがあれば、補助申請できる蓋然性が高いという理解でよろしいか。
- そのとおりである。
- 宅地開発等に併せて無電柱化をする場合は別に定めるのか。
- 本計画で具体的に触れていないが、東京都からは無電柱化の方向で検討するように言われている。
- 将来的にはまちづくり条例を改正して進めていなければならぬのか。
- まだその段階ではない。
- 「優先すべき路線」の選定の仕方について、横の軸である主要市道第1号線や2号線は全線は無電柱化すべきではないか。
- 緊急輸送道路にアクセスできることを一つの視点にしている。例えば、主要市道第2号線について、都道162号線から都道59号線の間を優先すべき路線に位置付けていない。また、避難所に指定されている施設へのアクセスを見ている。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 村山団地の北側の新青梅街道は都道であるので、市域の境界線を示す黒線ではなく、都道の青線に修正した方がよいのではないかと。 ● 修正する。 ○ 団地東通りについて、道路の真ん中で東大和市との境界があると思うが、無電柱化は行わないのか。 ● 幅員としては可能であるが、避難所へのアクセスの点で対象から除外した。 ○ 3ページに国と東京都の無電柱化率が掲載されているが、本市の無電柱化率はどうなっているか。 ● 計画には掲載していない。 ○ 本計画では、補助金等を活用して、すぐにでも事業に着手するよう見えるが、現実的には様々な課題があることは理解した。PDCAサイクルの中でより具体的な内容は検討していくということによろしいか。 ● そのとおりである。 <p>(結 論)</p> <p>原案を一部修正の上決定する。</p> <p>議題2 その他 特になし。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開 示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/>非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課（内線：372）</p>
--------------	----------------------------

(日本産業規格A列4番)